質問回答

モルディブ国環境セクターにおける沖縄県等のリソースを活用した協力可能性に係る情報収集・確認調査(QCBS) (公示日:2019年12月4日/公示番号:19a00917)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
	14ページ 第2章 脚注5	「本邦招へいにかかる業務量として	「本邦セミナー・本邦招へい」要員の業務として、18ページ(2)(ア)
1		は、国内業務日数 10 日として、見積書	「業務量の目途約 14.33 人月」に含むことを想定しております。
		を作成してください。」と記載されている	
'		が、同10日は18ページ(2)(ア)「業務	
		量の目途 約 14.33 人月」に含まれる	
		か。	
	18ページ 第3章 2.	評価対象業務従事者の現地作業・国	評価対象業務従事者の現地作業・国内作業各々の想定人月につき
2	(ア)	内作業それぞれの想定人月如何。	ましては、企業様の裁量にお任せしております。
	D40 - 5 5 4 4 5 4 4		
	P19 の見積作成にかか		以下URLより「業務実施契約、業務委託契約における外貨換算レ
3	る留意事項について	換レート如何。	ート表」をご参照いただけますが、QCBS 方式での提案において
			は、当該レートの使用を強いるものではありません。
			https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html
	20 ページ 第3章 5.	① 「本邦セミナーにかかる直接経	①「本邦セミナーにかかる直接経費(一般業務費):200 千円」に
4	(3)(イ)	費(一般業務費): 200 千円」に	は、本邦セミナー開催地域に居住していない業務従事者の日
	及び 12 ページ 第2章	は、本邦セミナー開催地域に居住	当・宿泊費は含まれません。
	6. (4) 国内(特に沖縄	していない業務従事者の日当・宿	② また、本邦招へい及び本邦セミナー以外の調査・協議のため
	県)関係組織との意見交換	泊費も含まれるか。	に、業務従事者が非居住地域(沖縄県など)に滞在する場合の
		② また、直接経費が定額計上とされ	日当・宿泊費は、20ページ 第3章 5. (4)(ウ)「モルディブ内
		ている本邦招へい及び本邦セミ	航空移動及び日本国内移動旅費 (双方合算) (一般業務費):

		ナー以外の調査・協議のために、	1,350 千円」に含まれます。		
		業務従事者が非居住地域(沖縄県			
		など) に滞在する場合の日当・宿			
		泊費は、一般業務費として計上可			
		能か。			
	20ページ 第3章 5.	「モルディブ内航空移動及び日本国	現地での航空移動以外の交通費は含まれておりませんので、別途		
	(4)(ウ)	内移動旅費(双方合算)(一般業務	一般業務費で計上下さい。		
5		費):1,350千円」には、現地でのそ			
		の他交通費(マレ島における車両に			
		よる移動費等)も含まれるか。			
以上、12/18 午前回答済み					
	プロポーザルの作成に係	「(イ)本邦セミナーにかかる直接経費	(イ)につきましてはご理解の通りです。(ウ)につきましては上記		
	る留意事項_p20、第三章	(一般業務費)」は、指示書に記載のあ	No.4②回答及び No.5 回答の通りです。		
	5. (3)	るセミナー2 回分の会場費を含むもの			
6		か。また、「(ウ) モルディブ内航空			
		移動及び日本国内移動旅費(双方合			
		算)(一般業務費)」はコンサルタントの			
		活動費との理解で良いか。			
	規格競争説明書、p20 5.	左記 0.5 人月は、p18 2.業務実施上の	上記 No.1 回答の通りです。		
	見積書作成にかかる留意	条件、(2)(ア)業務上の目途約 14.33			
7	事項、(4)(ア)本邦招へ	人月に含まれるか。			
	い支援にかかる業務:0.5				
	人月				
	12/18 午後更新				